

木曾広域連合特定事業主行動計画の実施状況及び 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和4年6月 木曾広域連合

木曾広域連合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「木曾広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、木曾広域連合職員における女性の活躍状況を公表いたします。

1 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

(1) 超過勤務時間短縮の推進

《数値目標》

平均超過勤務時間を月8時間以下、8時間を超える職員を10人以下

《取組状況》

超過勤務の縮減に向け、早期退庁を勧奨した。また、超過勤務が恒常化している課等においては、業務分担の見直しを行い、業務量の平準化を図った。

《目標に対する実績等》

項目	目標	各月の平均超過勤務時間数											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	令和7年度末までに 各月8.0時間以下	8.7	13.7	8.1	11.1	7.6	12.2	11.3	13.3	5.8	12.1	9.5	11.0
平成30年度		7.2	9.9	7.8	8.8	5.5	8.3	6.5	8.3	6.0	8.1	8.4	12.3
令和元年度		7.0	17.0	6.8	9.0	7.8	10.0	12.0	10.7	8.3	11.6	9.7	12.0
令和2年度		9.9	11.4	12.2	9.3	14.4	13.5	13.9	16.7	9.5	15.1	12.1	19.3
令和3年度		12.0	10.2	10.6	7.1	5.9	8.8	14.8	13.5	11.1	8.9	6.4	10.8

項目	目標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
超過勤務時間が月8時間を超える職員数	10人以下 令和7年度	20人	14人	21人	17人	16人

(2) 育児に関する休暇取得の推進

《数値目標》

育児参加のための休暇取得の実績を1名以上

《取組状況》

子育てに関する休暇の内容等を説明し、積極的な取得を推進した。

《目標に対する実績等》

配偶者出産休暇（2日）のための休暇の取得率及び取得日数

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
取得可能な職員数	0人	2人	1人	0人	2人
取得率	—	50%	0%	—	50%
取得日数	—	2日	—	—	2日

2 女性の職業選択に資する情報

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合 ※府令第6条第1項第1号イ

項目	職員数					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
採用者数	4人	3人	採用者なし	2人	8人	
内訳	女性採用者数	1人	0人	—	0人	2人
	男性採用者数	3人	3人	—	2人	6人
女性の割合	25%	0%	—	0%	25%	

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合 ※府令第6条第1項第1号ロ

項目	職員数					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
受験者数合計	14人	17人	8人	採用者なし	8人	
内訳	女性受験者数	6人	6人	2人	—	4人
	男性受験者数	8人	11人	6人	—	4人
女性の割合	43%	35%	25%	—	50%	

(3) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合及びその伸び率

※府令第6条第1項第1号ニ及びホ、並びに同条第3項第1号

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	伸び率 (R4-H29)
管理職割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	—
課長級	—	—	—	—	—	—	—
課長補佐級	—	—	—	—	—	—	—
係長級	12%	19%	17%	24%	18%	27%	15%
主査級	36%	33%	41%	43%	46%	50%	14%
主任級	67%	50%	20%	20%	33%	22%	-45%
主事級	60%	38%	33%	33%	20%	20%	-40%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率（令和3年度） ※府令第6条第1項第2号イ及び同条第3項第2号

項目	離職率	離職者の年代別割合							
		20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50～55	55～60
女性職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
男性職員	5.0%	—	—	—	—	—	—	—	3.3%

(2) 一人当たりの平均超過勤務時間 ※府令第6条第1項第2号ニ(1)、(2)並びに第3項第3号

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		職員数	時間/月・人	職員数	時間/月・人	職員数	時間/月・人	職員数	時間/月・人	職員数	時間/月・人
事務職	女性	9人	7.6	7人	8.3	7人	10.6	7人	16.5	8人	13.8
	男性	17人	12.1	19人	11.1	21人	9.8	20人	13.9	20人	10.9
現場職	女性	5人	16.7	5人	8.0	5人	12.6	5人	8.8	4人	11.9
	男性	14人	7.8	12人	3.2	10人	9.4	8人	10.8	9人	3.8
全体	女性	14人	10.8	12人	8.2	12人	11.4	12人	13.3	12人	13.2
	男性	31人	10.2	31人	8.0	31人	9.6	28人	13.0	29人	8.7
	全体	45人	10.4	43人	8.1	43人	10.1	40人	13.1	41人	10.0

(3) 職員の年次休暇の取得日数の状況 ※府令第6条第1項第2号へ

項目	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	一般事務	技能労務	一般事務	技能労務	一般事務	技能労務	一般事務	技能労務	一般事務	技能労務
付与日数(繰越除く)	950日	160日	935日	160日	785日	160日	980日	140日	910日	180日
取得日数	493日	81日	384日	80日	394日	45日	469日	27日	512日	80日
平均取得日数	10.3日	10.1日	8.0日	10.0日	7.9日	5.7日	9.6日	3.8日	11.1日	8.8日
取得率	52%	51%	41%	50%	50%	28%	48%	19%	56%	44%